安 全 管 理 規 程

有限会社　木口汽船

目　次

第１章　総則
第２章　輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
　第1節　基本的な方針に関する事項
　第2節　関係法令及び安全管理規定その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守の関する事項
第３章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
　第1節　組織体制に関する事項
　第2節　勤務体制に関する事項
　第3節　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
　第4節　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
　第5節　運航管理者とうの権限及び責務に関する事項
第4章　輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法
　第1節　輸送の安全に関する重要事項
　第2節　船舶の運航管理に関する事項
　第3節　作業に関する事項
　第4節　点検・整備に関する事項
第5章　事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応
第6章　教育及び訓練
第7章　内部監査等（事業の実施及びその管理の確認に関する事項）
第8章　雑則

（用語の定義）

この規程における用語の定義は、法令に定める意味のほか、次表に定めるところによる。

番号	用　語	意　義
(1)	経営の責任者	事業者において最高位で指揮し、経営の責任を負う者（最高経営責任者）
(2)	安全管理体制	経営の責任者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(3)	安全方針	経営の責任者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	安全統括管理者資格者証を有し、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	運航管理者資格者証を有し、船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者であり原則として職務中に船舶に乗り込むことができない。
(7)	運航管理補助者	運航管理者資格者証を有し、運航管理者の職務を補佐する者
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導、船舶の離着岸時の綱取り等の作業に従事する者
(10)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻に関する計画
(11)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(12)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(13)	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること
(14)	基準経路	航行経路の基準となる経路（発着場の位置、針路、変針点等）を示すもの
(15)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認める区域内。）ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(16)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(17)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと
(18)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと。
(19)	気象・海象・水象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(20)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、

		船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項
(21)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(22)	陸上	船舶上以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る。
(23)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第２条に定める危険物
(24)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(25)	車両	道路運送車両法第２条第１項に規定する「道路運送車両」

第１章 総　　則

（目的）

第1条　船舶運航事業の輸送の安全を確保するために、海上運送法の基づき、遵守すべき事項を安全管理規定（以下、「本規程という。」）に定める。

2　本規程の一部として運航基準、作業基準、事故処理基準その他の基準等を定める。

（適用範囲）

第2条　船舶運航事業には海上運送法に基づく事業計画に定める次の船舶を使用することとし、本規程を適用する。

船　　名	フェリーひさか	シーガル	ソレイユ
船舶番号	141414	第273-14225	第273-13175
総トン数	155GT	19GT	19GT
航行区域	限定沿海	限定沿海	限定沿海
旅客定員	77	65	60
乗組員の定員	6	3	4

2 船舶運航事業に使用する次の営業所に本規程を適用する。

営業所名	奥浦港、田ノ浦港、福江港、本窯港、伊福貴港の発着所
電話番号	0959-73-0003
メールアドレス	Kiguchi-kisen@goto-tv.com
所在地	長崎県
担当する区域	久賀～福江～椛島航路全域 福江～嵯峨島 福江島周遊航路全域 福江海中公園周遊航路全域

第２章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第１節 基本的な方針に関する事項

（経営の責任者の主体的関与）

第3条　経営の責任者は、会社全体の安全管理体制を適切に運営し、船舶による輸送の安全確保のため、次に掲げる事項について主体的に関与するものとする。

(1) 関係法令及び本規程の遵守と安全最優先の原則の徹底

(2) 安全方針の設定

(3) 安全重点施策の策定及び確実な実行

(4) 重大な事故等に対する確実な対応

(5)　安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること

(6)　安全管理体制の見直し

（安全方針）

第4条　経営の責任者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

2　安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及び本規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全管理体制の継続的改善

3　安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営の責任者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4　安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

第2節　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

（安全重点施策）

第5条　安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2　安全重点施策は、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3　安全重点施策は、これを実施するための手段等を含むものとする。

4　安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第３章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第１節　組織体制に関する事項

（組織体制）

第6条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

安全統括管理者	1　人
運航管理者	1　人
運航管理補助者	1　人

2　前項に定める輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、次に従って組織図を作成する。

(1) 運航管理者は、重要な事項については、安全統括管理者の指示をもって処理するものとする。

(2) 安全統括管理者が病気等を理由に不在となる場合や重大な事故、災害等に対応する場合についての指揮命令系統を明確にしておくものとする。

（安全統括管理者の選任及び運航管理者の選任及び解任）

第7条　次の基準により安全統括管理者及び運航管理者等を選任する。

（1）安全統括管理者及び運航管理者は、海上運送法及び同法施行規則に定められた要件に適合する者から、経営の責任者が任命する。解任の場合も同様とする。

2 安全統括管理者及び運航管理者が次のいずれかに該当したときは、速やかにその職を解任する。

（1） 安全統括管理者又は運航管理者が、海上運送法及び同法施行規則に定めらえた要件に適合しなくなったとき

（2） 身体の故障其の外やむを得ない事情により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

（3） 関係法令及び本規程等に違反するなどにより、その職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 前項の規定に関わらず、国土交通大臣の解任命令を受けたときは、当該命令に従い、安全統括管理者又は運航管理者を即時に解任する。

4 安全統括管理者及び運航管理者を選任した日から１５日以内に、管轄する地方運輸局等（以下、「九州運輸局」という。）に届け出る。これを解任したときも同様とする。

第２節　勤務体制に関する事項

（安全統括管理者の勤務体制）

第8条 安全統括管理者は常時連絡できる体制の職務を執らなければならない。

2 安全統括管理者が災害、疾病その他のやむを得ない事由により、その職務を執ることが困難となった場合は、原則、運航を停止する。ただし、前条第1項第1号の選任要件を満たす者から、新たな安全統括管理者を直ちに選任した場合は、その限りではない。

（運航管理者等の勤務体制）

第9条 運航管理者は、担当の船舶が旅客輸送に従事している間は、第12条に規定する責務を果たすため、船員として船舶に乗り組んではならない。ただし、他の運航管理者にその職務を引き継いだ場合は、その限りではない。

2 運航管理者は、その職務を行っている間に事務所を離れるときは、陸上の運航管理補助者にその職務を補佐させることとし、かつ、連絡体制を確保する。ただし、運航管理補助者に補佐させた業務の範囲についても、その責任を持たなければならない。

第３節　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

（経営の責任者の責務）

第10条 経営の責任者は、確固たる安全管理体制の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、本規程に掲げる事項について、確実に実施する。

2 経営の責任者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

3 経営の責任者は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者及び運航管理者にその責務を遂行するために必要な権限を与えなければならない。

4 経営の責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見及び運航管理者の助言を尊重しなければならない。

第４節　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

（安全統括管理者の権限及び責務）

第11条　安全統括管理者の権限及び責務は、次のとおりとする。

（1）従業者に対し、輸送の安全の確保と関係法令及び本規程の遵守が最も重要であるという意識を徹底させること。

（2）法令に基づき、当社が実施する船舶運航にかかる事業計画を策定及び改訂すること。

（3）輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定し、その実施の状況を記録し、及び周知すること。

（4）輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制を整備し、維持すること。

（5）総トン数２０トン未満の船舶（以下、「小型船舶」という。）に船長として乗船しようとする者が、関係法令に基づき求められる資格を有し、かつ、必要な教育訓練を終了していることを確認すること。

（6）輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況に関する文書を適切に整備し、管理を行うこと。

（7）輸送の安全を確保するための情報の伝達及び共有体制を構築し、実効性を確保すること。

（8）関係法令及び本規程並びに事業計画等に基づく輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営の責任者に報告すること。

（9）経営の責任者に対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の措置を講じること。

（10）事故に再発防止及び事故処理の改善方針を検討し、実行すること。

（11）運航管理者が誠実に職務及び権限を行使できるよう、運航管理者を統括管理すること。

（12）従事者が関係法令及び本規程を遵守し、輸送の安全を確保するために必要な教育及び訓練を実施するための計画を作成し、計画に従って確実に実施すること。

（13）その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第５節　運航管理者の権限及び責務に関する事項

（運航管理者の権限及び責務）

第12条　運航管理者の権限及び責務は、次のとおりとする。

（1）船舶の運航に関する計画（運航計画、配船計画及び配乗計画をいう。）を策定すること。

（2）前号の計画に基づき、担当船舶の船長に対し、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶運航事業における船舶の利用（又は使用）に関する必要な指示をすること。

（3）第1号の計画に基づく船舶運航の安全を確保するため、必要な人員を配置し、関係法令及び本規程に基づき作業を行わせるよう、指揮及び指導をすること。

（4）定点連絡その他の方法により、運航中の担当船舶の動静を把握すること。

（5）担当船舶に危険を及ぼさないよう、気象・海象・水象その他の事情を勘案し、又は運航基準の運航中止条件に従い、担当船舶に係る第１号の計画変更又は船舶運航の中止（第２号の船舶の利用（又は使用）に関する取消しを含む）を決定し、それを船長に指示すること。

（6）船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施し、輸送の安全に支障が生ずるおそれがある船舶その他の輸送施設を使用しないこと。

（7）従業者に対し、健康状態（酒気帯びの有無を含む。）その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認すること。
（8）事故の発生に関する情報の伝達及び共有並びに人命、積荷及び船舶の救助等に関する措置を行うこと。
（9）輸送の安全に関する業務の実施状況について、正確に記録し、備置し、保存すること。
（10）その他、第４章、第５章及び第６章に定める業務に関すること。

（運航管理補助者の権限）
第13条　運航管理補助者は、運航管理者の指示により運航管理者の行う業務の補佐を行うものとする。

（船長の権限）
第14条　船長は、第１２条の規定に関わらず、自らが指揮する船舶の運航の中止、避難その他の航海の安全を確保するために必要な措置を実施する権限を有する。

第４章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第１節　輸送の安全に関する重要事項

（輸送の安全を確保するにあたっての基本的態度）
第15条　輸送の安全を確保するため、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。
（1）人命の安全の確保を最優先とする。
（2）事態を楽観視せず、常に最悪の事態を念頭におき対応すること。
（3）輸送の安全を確保するため、とりうるあらゆる措置を講ずること。
（4）輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に共有及び伝達すること。
（5）輸送の安全に関する連絡通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理すること。

第2節　船舶の運航管理に関する事項

（運航計画の策定）
第16条　運航管理者は、運航計画及び運航基準図を策定する。
2　運航計画は、次に掲げる事項について、安全性を検討して策定する。
（1）航行経路
（2）運航スケジュール（航行経路における発着時刻を示したものをいう。）
（3）時季により前各号の内容が異なる場合は時季別に示したもの
3　前項の運航計画は、事業計画（及び一般旅客定期航路事業を営んでいる場合には、海上運送法第３条第３項に規定する船舶運航計画）に適合するとともに、輸送の安全を確保するため欠かすことができない作業等（船舶の点検整備、乗組員の教育・訓練及び休息等）に必要な時間を、十分に確保できるものであること。

4　運航管理者は、承認された運航計画に基づき、担当船舶に係る航路及び船舶ごとに運航基準図を作成する。

5　運航基準図の要件は、運航基準に定めるところによる。

6　運航管理者は、船舶及び営業所に運航計画及び運航基準図を備え置き、かつ、事務所において、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

（配船計画の策定）

第17条　運航管理者は、運航計画に基づき、安全性を検討して配船計画を策定する。

2　配船計画は、次に該当する船舶を使用しないものであること。

（1）船舶安全法に違反するもの

（2）事業計画に基づく各施設・設備に係る輸送の安全を確保するための全ての条件（岸壁強度、水深、上下船設備その他の陸上施設等の使用条件など日々変化する条件を含む）に適合していないもの。

3　配船計画は、月、年又は時季を単位として策定すること。

4　運航管理者は、事務所に配船計画を備え置き、かつ計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

5　運航管理者は、配船計画に基づき、担当船舶の船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示する。

（配乗計画の策定）

第18条　運航管理者は安全性を検討して配乗計画を策定する。

2　配乗計画は、次に掲げる事項に適合していること。

（1）労働時間、休日及び休暇は、法令に違反していないこと。

（2）関係法令に基づく資格・定員の基準を満たすものであること。

（3）船舶検査証書に定められた定員を超過していないこと。

（4）避難港に近隣する航路に従事する船舶の乗組員には、第35条第4号に基づく教育訓練を終了した者を配置するものであること。

（5）前号に定めるものの他、第35条各号に定める教育・訓練を修了した者を配置するものであること。

（6）雇用契約（又は雇入契約）の内容に反するものでないこと。

3　運航管理者は、配乗計画に従って乗組員を配置する。

4　運航管理者は、事務所に配乗計画を備え置き、かつ、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

（輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設に対する措置）

第19条　安全統括管理者は、輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他輸送施設については、以下のとおり対応する。

（1）異常が確認された船舶又は乗降施設（付属施設及び機能を含む）は、直ちに、輸送の安全を確保するために必要な措置をとる。

（2）船舶安全法に抵触するおそれのある船舶は、直ちに船舶検査官に確認を求める。

（運航の可否判断）

第20条　運航管理者は、運航基準に従って運航の可否判断を行い、かつ、運航基準に定める運航中止条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止又は航行中止を決定するとともに、担当

船舶の船長その他の従業員に対し、輸送の安全を確保するための必要な指示をしなければならない。

2 従業者は、前項の指示に従わなければならない。

3 運航可否判断に必要な手順、船長に指示すべき内容その他の取扱いは、運航基準に定めるところによる。

（船長が講じる安全確保措置）

第21条 船長は、前条に関わらず、船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、運航の中止、反転、避難、臨時寄港その他の旅客の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 従業者は、船長が前項の措置を講じることができるよう、必要な支援を講じなければならない。

（運航に必要な情報の収集及び伝達）

第22条 運航管理者は、担当船舶に係る次に掲げる事項を把握し、必要に応じて当該船舶の船長に連絡しなければならない。

（1）航行する海域・水域（運航基準に定める地点を含む。）の気象・海象・水象に関する情報

（2）担当船舶の航海に影響を及ぼすおそれがある特殊な事象が発生した場合は、その状況

（3）使用できない陸上施設が発生した場合は、その状況及び対応措置

（4）水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報

（5）発航前に、旅客数及び車両数並びに危険物の搭載予定がある場合は、その内容

（6）その他、航行の安全の確保のために必要な事項

（船長からの連絡）

第23条 船長は、次に掲げる場合には、その内容を運航管理者に連絡しなければならない。

（1）発航又は着岸したときは、その時刻その他運航管理に必要と認められる事項

（2）事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要

（3）前条により連絡のあった情報が実際と異なるときはその状況

（4）船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要

2 運航管理者は、船長より前項第1号に定める連絡がないときは、自ら船長に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。

（運航管理に関する記録）

第24条 運航管理者は、担当船舶に係る次の事項を運航管理表に記録しなければならない。

（1）第20条に定める運航の可否判断の日時、運航中止条件に係る気象・海象・水象に関する情報並びに講じた措置及び理由

（2）前条第1項各号に定める船長からの連絡内容

（3）上下船した旅客の数並びに積込み陸揚げされた車両の数量

2 運航管理者は、運航管理表を最後に記載された日から1年間、事務所に備え置くものとする。

（運航管理者による船舶運航の安全確保措置）

第25条 運航管理者は、担当船舶が旅客の輸送に従事するときは、次の事項を確保しなければならない。

（1）有効な船舶検査証書その他の法定書類が、備え置かれていること。

(2) 就航する航路の運航基準図が、船舶及び営業所に備え置かれていること。
(3) 運航基準に従って、発航前検査が適切に実施され、かつその結果が記録されるとともに、航海に支障があるとき及びその他航海に必要な準備が整っていないときは、船舶を使用しないこと。
(4) 運航基準に従って、陸上施設の点検を適切に実施し、その結果を記録するとともに、異常があるときは、陸上施設を使用又は使用しないこと。
(5) 従業者の健康状態を把握し、安全に業務を遂行することができないおそれのある従業者が業務を行っていないこと。
(6) 運航基準に従って乗組員に対するアルコール検査を適切に実施し、その結果を記録するとともに、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直させないこと。
(7) 従業者が作業基準を遵守していること。
(8) 船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超過していないこと。
(9) 運航基準に従って、救命胴衣の格納場所及び着用方法並びに避難の要領その他、旅客が遵守すべき事項及び注意すべき事項が、旅客に周知徹底されていること。
(10) 運航基準に従って、旅客に救命胴衣を着用させること。
(11) 運航基準に従って、船内巡視が適切に実施され、その結果が記録されるとともに、異常があるときは、対応措置を講じること。
(12) 輸送の安全を確保するためにやむを得ない場合を除き、運航基準図に従って運航すること。

第3節 作業に関する事項

（作業の体制）
第26条 運航管理者は、担当船舶の乗組員の配置体制を把握するものとする。

（旅客の上下船等）
第27条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところにより実施する。

（危険物等の取扱い）
第28条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところにより実施する。

第4節 点検・整備に関する事項

（船舶その他の輸送施設の整備に関する計画）
第29条 安全統括管理者は、船舶の安全運航に支障を生じさせないよう整備計画を策定する。
2 整備計画は、次に掲げる事項に適合していること。
(1) 法令に定める船舶の要件を満たし、それを維持するものであること
(2) 事業で使用・利用する全ての輸送施設が、使用に耐える状態を維持するものであること
(3) 機械、設備その他の装置等については、製造者等が示す部品の交換時期・手順等が考慮されているものであること

(4) 過去の故障その他の不具合と同様の事案を生じさせないよう、見直されているものであること

(5) 整備の行為者・責任者又は委託先並びに実施時期及び実施場所が、具体的に定められていること

3 運航管理者及び安全統括管理者は、整備計画に基づく整備が実施できるよう、統括管理するものとする。

(船舶その他の輸送施設の点検・管理)

第30条 安全統括管理者及び運航管理者は、各種点検結果を管理し、必要に応じて追加の点検を指示するとともに、異常のある箇所が修復されるまでの間、使用しないように監督する。

第５節 事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応

(事故・災害の把握及び報告)

第31条 船舶の事故・災害の発生を常時把握できる連絡体制を構築する。

2 船長は、自船に事故・災害等が生じた時は、海上保安官署等への救助要請、遭難通信(遭難信号)又は緊急通信など必要な措置を講じるとともに、直ちに運航管理者に連絡する。

3 運航管理者は、担当船舶の事故・災害等の発生を把握したときは、速やかに安全統括管理者、海上保安署等、九州運輸局その他の必要な者に連絡する。

4 安全統括管理者は、船舶の事故・災害等の発生を把握したときは、速やかに経営の責任者に連絡する。

5 連絡すべき事故等の範囲及び前各号の他、連絡すべき内容、連絡先その他の取扱い等については、事故処理基準に定めるところによる。

(事故対応)

第32条 人命の安全の確保を最優先とし、すべての業務に優先して、事故対応業務を行う。

2 運航管理者及び船長は、事故処理基準に従い、旅客の安全、船体、車両の保全のために必要な措置を講じる。

3 経営の責任者及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し・必要な対応措置を講じること。

(事故の再発防止及び事故処理の改善方針)

第33条 安全統括管理者は、事故原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善方針をとりまとめ、経営の責任者に意見を申し出ること。

2 経営の責任者は、前項の意見を踏まえ、事故の再発防止及び事故処理の改善方針を決定すること。

3 安全統括管理者は、前項により決定された事故の再発防止及び事故処理の改善方針を直ちに実行すること。

4 その他本条の措置をとるために必要な取扱いは、事故処理基準に定めるところによる。

(感染症対策)

第34条 安全統括管理者は、関係法令に基づき、感染症の発生及びまん延の予防措置、感染症が発生したおそれがあるときの非常連絡の方法その他感染症対策に必要な措置を講じることとする。

第6節　教育及び訓練

（教育・訓練計画）

第35条　安全統括管理者は、次の各号に掲げる教育・訓練について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。

（1）関係法令及び本規程を従業者に遵守させるために必要な教育・訓練
　本規程に基づく業務に従事する前まで及び年１回以上

（2）事故・災害等の発生原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練
　事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで

（3）（2）以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育
　遵守できなかった事実から1月以内

（4）船員法第14条の3第2項に基づく操練　法令に適合する時期

（5）船員法第118条の2又は第118条の3の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練
　当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後5年を超えない期間（船員法第118条の2）
　当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後2年を超えない期間（船員法第118条の3）

（6）小型船舶の船長に対する船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育・訓練
　当該船長が小型船舶に乗船する前まで

（7）事故が発生した場合を想定した事故処理組織による全体的な実践訓練
　年1回以上

（8）旅客不定期航路事業を行う船舶における映像記録装置を活用した教育・訓練
　年1回以上

（教育・訓練の実施）

第36条　安全統括管理者及び運航管理者は、前条の計画に従って教育・訓練を実施するとともに、その内容が従業者に定着するよう、周知徹底を図らなければならない。

（教育・訓練の記録等）

第37条　安全統括管理者及び運航管理者は、教育・訓練の実施日時、実施場所、責任者、修了者、その実施内容が記録された教育・訓練記録を作成し、かつ、勤務場所において3年間保存しなければならない。なお、第35条第5号については、保存期間を5年とする。

第7節　内部監査等（事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項）

（内部監査の実施）

第38条　安全統括管理者は、必要に応じて輸送の安全に関する内部監査を実施しなければならない。

（内部監査結果に基づく措置等）

第39条　安全統括管理者は、前条の内部監査を実施し、改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに、経営の責任者に報告するものとする。

2　経営の責任者は、前項による安全統括管理者の報告があったときは、輸送の確保の安全のために必要な是正措置又は予防措置を決定し、かつ、これを実施するものとする。

（内部監査の記録等）

第40条　安全統括管理者は、前3条の内部監査の実施状況及びその措置を確認するため、内部監査に係る記録を作成し、かつ、自らの勤務場所において3年間保存する。

（安全管理体制の評価及び見直し・改善）

第41条　経営の責任者は、少なくとも年に1回、安全管理体制全体の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて、見直し・改善を行うものとする。

2　安全統括管理者は、安全管理体制の評価及び見直し・改善に係る記録を作成し、かつ、自らの勤務場所において、3年間保存する。

第8節　雑　則

（輸送の安全に関わる情報の公表）

第42条　安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用により公表する。

（1）輸送の安全に関する基本的な方針

（2）安全管理規程

2　安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表する。この場合において、会社は遅延なく、その内容を九州運輸局に報告する。

（1）事業の用に供する船舶に係る情報

（2）事業の用に供する船舶の事故に係る情報

3　安全統括管理者は、法に基づく処分を受けたときは、遅延なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

（安全管理規程の見直し）

第43条　安全管理規程を変更するときは、当該変更後の安全管理規程に基づく事業を開始する日までに、九州運輸局に届け出るものとする。

（安全管理規程の備置き）

第44条　安全統括管理者は、第2条の船舶及び事務所並びに同船舶の運航に関する業務に従事する者が配置される場所に、安全管理規程を容易に閲覧できるよう備え置くものとする。

附　則

この規程は、平成23年3月20日より実施する。

平成25年3月25日	第3条、第51条、第56条　改正（地震防災対策基準を追加）
平成27年9月	〃　（津波避難マニュアル追加）
令和2年4月1日	第24条　避難走錨　追加
	第39条　アルコール基準　追加
令和4年9月	第29条、第32条、第37条、第42条、第51条　一部変更及び削除
令和7年1月	・ 記録の作成、備置き及び保存(期間)について明確化
	・ 運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間の明確化、事故の防止、事故発生時の対応
	・ 国への事故等清報の報告事項のうち「インシデント」の定義を明確化
	・ 事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について明確化
令和8年10月	海上運送法の改定による変更